

コード	303050401
記入日	H23.6.10

課コード	110
課名	福祉長寿課
課長名	峯脇 泉
担当者	平尾 好春

事務事業途中評価表

作成年度	平成 23 年度
------	----------

評価対象事業名称	老人保護措置費事業費
----------	------------

事業種類	単年度繰返事業
事業期間	平成 17 年度 ~ 平成 ー 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	3	政策名称	誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実	款コード	3
施策コード	303	施策名称	お年寄りの元気を支える体制づくり	項コード	1
基本事業コード	30305	基本事業名称	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	目コード	3
事務事業コード	3030504	事務事業名称	老人保護措置費事業費	細目コード	215
関連計画	法令・条例規則等		新上五島町老人福祉法施行規則		

計画 (PLAN)

※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象：誰、何を対象しているのか		対象指標：対象の大きさを表す指標				
(対象1) 環境上及び経済的な理由により居宅での療養を受けることが困難な者	(対象2)	(対象指標1) 被措置者 63名 (H23.3.31)	(対象指標2)			
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標：事務事業の活動量を表す指標・達成率 (上段：全体、下段：評価年度)				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
*****	・社会福祉法第11条の規定により、「環境上及び経済的な理由により居宅での養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させる」ための対応を年間を通して行った。 措置費 133,334千円	① (達成率分析)	***** 245日	***** 100%	***** 対応日数245日+年間 開庁日数245日	***** 平成22年度
目的：何をしたいのか		成果指標：目的の達成度を表す指標・達成率 (上段：全体、下段：評価年度)				
・社会福祉法第11条の規定により、「市町村は、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させる」措置を行った場合は、同法第21条の規定で、町が負担することとなっている。		(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
		① (達成率分析)	***** 63人	***** 100%	***** 措置者数63人+対象者 数63人	***** 平成22年度
		② (達成率分析)				

実施 (DO)

※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。

	単位	全体計画		21年度以前	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画
活動指標	① 日	245	245	245	245	245				
	②									
成果指標	① 人	390	388	325	65	63				
	②									
総事業費 C (A+B)	千円	808,884	802,073	674,907	133,977	127,166				
直接事業費 A	千円	808,884	802,073	674,907	133,977	127,166				
人件費 B	千円									
内訳	従事職員数	人								
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円								
	県補助金	千円								
	起債	千円								
	その他	千円								
一般財源	千円	808,884	802,073	674,907	133,977	127,166				

評価

※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	・町が税金を投入して行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	老人福祉法による。
	・時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由	老人福祉法による。
	・事業の対象・目的は適切ですか。	●適切 ●不適切	理由	老人福祉法により、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での養護を受けることができない者であり適切である。
有効性	・現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	●いる ●いない	理由	各施設にて養護の実施をおこなっている。
	・成果を向上させる余地はありますか。	●ある ●ない	理由	「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」により実施されている。
	・事業を行わない場合の影響はありますか。	●ある ●ない	理由	居宅での養護を受けることができない者を養護できない。また、養護老人ホームに入所させた場合、費用を町が負担しないと施設運営ができない。
	・類似事業との整理統合はできませんか。	●できる ●できない	理由	類似事業はない。
効率性	・直接事業費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	支弁基準単価による。
	・人件費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由	人件費はない。
	・受益者負担は適正ですか。	●はい ●いいえ	理由	新上五島町老人福祉法施行細則の費用徴収基準額により設定されている。

改善

改善策	1次評価	妥当性	老人福祉法により、入所者の費用の支弁として必要である。
		有効性	施設の運営基準により実施されておりその費用にあてられている。
		効率性	施設支弁基準単価により実施されており適正である。
		課題に向けた改善策	特になし。
	2次評価	妥当性	1次評価のとおり。
		有効性	地域や福祉機関など関係機関と連携し、対象者の把握に努め適正な措置を行い、福祉の増進に資すること。
		効率性	措置基準に基づき適正な執行をすること。

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次	
	●	●		このまま事業を継続
				事業内容を見直して事業を継続
				事業費を見直して事業を継続
	1次	2次	3次	
				類似事業と整理統合
				事業の休止
				事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。